

社の營業狀態、一般經濟界の狀況並に工員達の生活狀態を考量して左の理由によつて斷然拒絕するに決しました。

第一に野田の勞働賃銀が安いと申しまされ共、當時の待遇は前陳の通り、男女幼壯を平均して定額日給一圓八十六錢實收平均は二圓十五錢、就中昨年一月の如きは二圓二十七錢にも當つて居り、他面勞働時間は早い者は二時間半、稀に長く居る者でも六時間平均四時間位（嚴密に云へば四時間に充たざるべし）に過ぎず、従つて勞働時間に対する實收入の割合はよし勞働の質が申し分なしとするも非常に高いもので工員達の云ふ所は全然意味をなさないこと。

第二に野田勞働者が生活難に苦しむといふれ共、實況は決して然らず、加之、本社には蹴出しとて歩増制度のあるありて収入の増加を圖る事も出來會社又極力勸説するにも拘はらず兎角の論難を擅にして應ぜざる事、更に之を大局より觀察すれば、本邦の如く天然資源にも恵まれぬし、産業の組織も比較的幼稚な所で、年々百萬に

垂んとする人口増殖があるので、誰人でも安易の生活を營み得るものではない、今や國民は互に協力し相偕に勵まし合ひ困苦缺乏に堪へて、財界の復興國力の更張に銳意奮闘すべきであり、反省を怠り他を顧みず、飽くなき欲望に驅られて、只管に求めて已まざるの態度は社會の平和を亂し、國力の伸張を阻害し、その禍まことに測るべからざるものあるを以つて斷乎として排さなければならぬこと。

第三に會社の利益が多いといふれ共、成る程會社は損こそして居らないが、工員達の言ふ如き利益は決して擧げて居らないのみならず、會社がかかる折にも拘はらず損をしない事はこれ決して工員の力のみを以て然るのではない。多年枯涸經營の結果今日の地盤を築き上げたのでありまして、之がためには實に涙ぐまじき奮闘をして参つた結果でこの點必ずや識者の御共鳴を得べきを確信して疑はぬこと。

のみならず、作業の實況が前陳の通りなる一面、作業上に在りても監督者の指揮命令に服せず、他所の爭議應援のため在場僅かに三時間内外にして退場せしむ恬として願